

愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則（案） の概要

1 改正理由

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）により、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の一部が改正されることに伴い、この規則の一部を改正しようとするものである。

2 改正内容

様式第7号（宣誓書）の「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

3 施行期日

令和7年6月1日

議案第11号

愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和7年3月25日提出

愛媛県教育委員会教育長 高岡哲也

愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県教育職員の免許に関する規則（昭和37年愛媛県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
様式第7号（第6条―第10条関係） 宣誓書 省略	様式第7号（第6条―第10条関係） 宣誓書
注 教育職員免許法第5条第1項 第3号 拘禁刑以上の刑に処せられた者 第4号～第6号 省略	注 教育職員免許法第5条第1項 第3号 禁錮 以上の刑に処せられた者 第4号～第6号 省略

附 則

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に改正前の愛媛県教育職員の免許に関する規則様式第7号の規定により提出されている書類は、改正後の愛媛県教育職員の免許に関する規則様式第7号の規定により提出された書類とみなす。

議案説明

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）により教育職員免許法（昭和24年法律

第147号)の一部が改正されることに伴い、この規則の一部を改正しようとするものである。